

東京都立田園調布高等学校

一生徒生活規定

1. 生徒は誠実・敬愛・自主・自律の精神に基づき相互の人格を尊重し、個々の精神の健全な発達のために良識ある行動を取らなければならない。
2. 生徒は田園調布高等学校の生徒であることを自覚し、責任ある行動を取らなければならない。
3. 生徒は生徒会や生徒総会で譲渡された事項及び生徒会規約を遵守しなければならない。
4. 自学自習時間
8時20分～8時35分を自学自習時間とする。
5. 遅刻 罰禁
本校の始業時間は8時35分である。生徒は常に5分前登校を心がけ。遅刻しないように十分注意すること。
6. 授業前に着席
始業のチャイムが鳴ったらすぐに着席し、授業の準備をする。
7. 白習時間
自習時間は教室又は指定された場所において自習し、みだりに室外に出ないようする。自習時間にゲーム等をすることは禁止する。
8. 無断外出の禁止
登校してから下校するまで外出は禁止する。尚、特別な事情で外出をする場合は、所定の外出許可証に記入し、担任あるいは顧問の許可を得ること。
9. 校内美化
生徒は常に校内における美化に努めること。また、校内設備は常に大切に取り扱うように心がける。尚、飲食物のビン・カン・カップ等を校内に持ち込むことは禁止する。
10. 服装・制服等
服装はTPO（時間・場所・目的）をわきまえたものを着用する。特に、始業式・終業式等の儀式的行事の時は、推奨服等の服装の着用を心がける。消溜を旨とするとともに、華美なものや、だらしないものを着用して登校しないこと。
髪型については、髪染め及び清い加工を禁止とする。アクリル等を身につけたり、化粧をしての登校など、高校生としてふさわしくないことを自歎すること。
11. 上履き・体育着履き
上履き・体育着履きは所定のものを着用する。グラウンドでは運動靴を使用する。尚、通学時には高校生の通学にふさわしい履き物を着用する。
12. 生徒手帳の持行
生徒手帳は常に携行し、欠席・遅刻・早退などの届け出に利用すること。
13. 体育着
体育着については、指定のものを着用すること。
14. 携帯電話・スマートフォン等
携帯電話等の使用についてはマナーを守る。特にSMRやLHR中、授業中及び特別指導中の使用は厳禁とする。
15. 運動の制限
授業・部活動以外での野球・ボール（硬・軟とも）、バットの使用を禁止する。尚、校舎内・玄関前の運動は一切禁止する。
16. 下校時間
部等の活動は16時45分までに終了し、17時には下校すること。これ以後特別な事情で留まる場合は所定の手続きによって事前に届け出ること。

ただし、校内で勉強をする場合は以下の下校時間とする。

- ・普通教室 授業のある日は、17：00 考査前の1週間は、18：00
- ・自習室 19：00
- ・図書室 17：50
- ・ピロティ（丸椅子前）、職員室前の長机 19：00
- 17. 休日及び休業中の登校
休日及び休業中の登校は所定の手続きにしたがって、事前に届け出た者に限りて認める。
活動は、9時～15時45分までに終了し、16時には下校すること。
- 18. 遅番・日直
ホームルームには、担任の指導にしたがって遅番あるいは日直を置く。その仕事については、各ホームルームで定める。
- 19. 禁止行為
次に掲げる行為は特に禁止する。またこのような行為があった場合は特別に指導する。
 - ・試験の際の不正行為。
 - ・理容、要撫具の所持（同宿の場合も含む）。
 - ・飲酒行為（同宿の場合も含む）。
 - ・暴力行為。
 - ・いじめ。
 - ・オートバイによる通学。
 - ・万引きなどの窃盗行為。
 - ・その他、本校生徒として不適切な言動やインターネットを利用した誹謗・中傷。
 - ・学校生活における危険な行為。
 - ・教職員に対する不適切発言や行動。
 - ・賭博（金銭の有無に関わらず）。
- 20. 他校生の来校
純習試合等で仙台の生徒が来校する場合は、所定の手続きにしたがって事前に生活指導部に届け出ること。尚、許可なく部外者が校内に立ち入ることは一切禁止する。
- 21. 盗難防止
学校へは貴重品や多額の現金は持って来ないこと。また、各自のロッカーには必ず鍵をかけるなど、持ち物の自己管理を徹底すること。更衣室には持って行かないこと。尚、盗難や紛失・拾得物があった場合は、直ちに生活指導部まで届け出ること。
- 22. アルバイト
本校では、原則として禁止している。
- 23. 就学引
下記の通りとする。（数字は、就学引日数を示す）
 - 父 母：7
 - 祖父 母：3
 - 兄弟姉妹：3
 - 叔父叔母：1
 - 甥 姉：1